

高松市監査委員告示第 29 号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 8 年 10 月 1 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	坂	下	且	人

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成24年度

監査テーマ2 高松市の関連諸団体

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松第一高等学校PTA）	P146、P292	教育局	高松第一高等学校	R8.9.1
2	意見	予定した事業に見合った予算の策定と予算と決算が乖離した場合の承認について（高松第一高等学校PTA）	P147、P292			
3	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松第一高等学校PTA）	P148、P292			
4	意見	留保水準の妥当性の検討について（高松市中央卸売市場運営協議会）	P256	創造都市推進局	市場管理課	R8.8.12

監査実施年度 令和6年度

監査テーマ 使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
5	指摘	滞留債権について、事務処理要領が想定していないケースが存在することについて（中央卸売市場）	P301	創造都市推進局	市場管理課	R8.8.12

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	長期間使用する備品で一定額以上のものについては、管理簿を作成し、管理することについて（高松第一高等学校PTA）	
意 見 の 内 容	長期間（1年を超えて）使用する備品で、一定額以上のものについては、市の資産や構成員、職員の資産と区分管理するためにも、入手年月・金額・購入先・保管場所などを記録する管理簿を作成し、現物管理に用いることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P146、P292	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年9月1日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、令和7年度に購入した長期間使用する備品を、8年4月に改正された高松市物品会計規則の規定に基づき、整理するとともに、本市の備品管理システムを参考に、取得年月日、物品名、購入先、設置場所等を記録した管理簿を作成し、現物と照合できるよう、管理体制を改めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	予定した事業に見合った予算の策定と予算と決算が乖離した場合の承認について（高松第一高等学校PTA）	
意 見 の 内 容	繰越金を使う予定がないにもかかわらず使いきる予算の策定を行うことは不適當である。実際に予定した事業に見合った予算の策定が必要である。それでも予算と決算が乖離した場合には、乖離した理由を記載した上で、総会などで計算書類の承認が行われることが望ましい。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P147、P292	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年9月1日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見に係る高松第一高等学校PTA予算については、前年度繰越金を当該年度の収入として計上して策定しているが、支出が想定よりも少なかったことなどにより、当該年度に発生した不用額については、従来より、他の市内公立高等学校PTAと同様に、繰越金として翌年度予算に計上することとしており、繰越金については、必要経費の財源として適切に使用している。 また、予算と決算で乖離が生じた場合を含め、特筆すべき収入・支出内容については、決算書に明記するとともに、理事会・評議員会や総会において、個別に説明し承認を得ており、適正な予算措置や事業運営を行っている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松第一高等学校PTA）	
意 見 の 内 容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P148、P292	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年9月1日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	本件意見については、既存の高松第一高等学校PTA規約を処務規程として位置付けており、引き続き、同規約に基づき事務処理を行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意 見 の 項 目	留保水準の妥当性の検討について（高松市中央卸売市場運営協議会）	
意 見 の 内 容	繰越金2,584千円は事業費に対してやや多いが、50周年記念事業を実施する予定のことである。高松市からの負担金は、イベント事業に対するものであり、毎年度負担金以上がイベント事業費として使われているため、会員の会費部分が留保されていると考えられる。とはいえ、多額な留保金のある団体に事業負担金を支出することは、市の歳出として適当とはいえない。50周年にむけた事業計画（案）を入手し、留保水準が妥当かどうかの検討を行うことが望まれる。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P256	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年8月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 市場管理課
措 置 結 果	本件意見に係る負担金については、監査結果報告を受けて以降、毎年、高松市中央卸売市場運営協議会（以下「運営協議会」という。）の事業計画書により、イベントの趣旨やイベント開催予定額に対する負担額の妥当性を判断するとともに、運営協議会の決算において、負担金に対して留保金が多額でないことを確認し、負担金の支出を行っている。 また、留保金が多額になった場合には、負担金を減額するなど、運営協議会と連携し、留保水準の妥当性を検討した上で、負担金の支出を行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	滞留債権について、事務処理要領が想定していないケースが存在することについて (中央卸売市場)	
指 摘 の 内 容	債権管理上は、滞納債権が膨れ上がる前に利用者（債務者）へ定期的な訪問・督促を実施するとともに、滞留状況を踏まえた退去ルールを周知すべきである。使用料の徴収は、営利事業を営む市場関係者が相手方の大半であり、取組み如何で収納率の改善が見込まれると考えられる。債権回収の実績やノウハウを有する債権回収室からの指導を受けるほか、共同で債権回収を行うなどの取組を強化し、合わせて、市場管理課内の事務処理要領の改定を適時に行うべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P301	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和8年8月12日
所 管 課 等	創造都市推進局 市場管理課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和8年8月に、高松市中央卸売市場使用料等滞納整理事務処理要領を改正し、施設使用料を完納しない者が失踪した場合等、市場施設の使用資格が消滅した者に対しても、施設使用者と同様の滞納整理事務を行うことを明記した。 また、施設利用の申請又は利用期間更新の際に、使用許可条件を記載した書面を交付することで、使用料を滞納した場合は使用許可を取り消すという退去ルールの周知を行っており、滞納債権の回収に当たっては、定期的な訪問や督促を実施するとともに、納税課債権回収室や弁護士と連携することで、取組の強化を図っている。